

レース時における自転車乗入および伴走について

競漕規則第61条第1項には「競漕委員会の許可なく、レース中、コースに沿ってクルーに伴走してはならない。」と定められており、第2項には「競漕委員会および審判長は、前項に違反したクルー関係者および当該クルーに、イエローカードその他の相応のペナルティを科すことができる。」ことになっているが、本大会では安全性確保の見地から以下の特別ルールを守ることを条件に競漕委員会として伴走を許可するのでこのルールを守りたい。なお、ルールに違反した団体については競漕委員会が厳重な処分を行う。

[本大会における特別ルール]

1. **土手下**：徒歩または走りながらの伴走のみ許可する(自転車等の乗り物は禁止)
2. **土手上**：競漕委員会発行のADを持つ自転車(原付は除く)による伴走のみ許可する(徒歩または走りながらの伴走は禁止)
3. 自転車による伴走および伴走路走行等のルールは大会開催中を通じて適用される

(1) 主な注意点

- ① 伴走路(下図参照)への自転車乗入は競漕委員会発行のADを所持する自転車に限るものとする(自転車伴走は当該レースの出漕団体のみ、各団体2台までとする)
- ② 自転車による伴走は自己の責任において行うこと(事故の場合は各自で対応する)
- ③ 自転車についての安全ルールを遵守すること(前方注意/2人乗りの厳禁/メガフォンなどを持っての片手走行の厳禁/動画撮影厳禁など)
なお、2人乗り・メガフォンなどを持っての片手走行・カメラ、スマートフォンによる動画撮影が発覚した際は本人が所属する団体に与えられたすべての伴走ADを没収する。
- ④ 徒歩、ジョギング中の一般市民や観戦者などに十分に注意すること
- ⑤ レース通過時は伴走自転車を優先すること
(他の自転車や徒歩観戦者はコースとは反対側の芝生部分に出てこれを避ける)
- ⑥ **コース北側(観覧席の対岸側)の一般道路上の伴走はいかなる場合も禁止する。**

(2) その他の注意点

- ① 本大会はすべてのレースに伴走車(コーチカー)を運行する。
- ② 伴走車の運行に際しては以下について留意願う。
 - ・ 伴走自転車は必ず伴走車の後を走行すること(前や横に出た伴走は禁止)
 - ・ 伴走車には当該レース出漕の各団体原則1名まで乗車できる(大会本部にて申込むこと)
 - ・ 伴走自転車は伴走路(舗装部分)を走行すること(芝生にはみ出して走行しない)
 - ・ 500m~1500m付近においては、レース通過時は伴走自転車を優先とし、スタート方向に向かう自転車や歩行者などは、コースとは反対側の芝生部分に出てこれを避けること
 - ・ 1700m付近~ゴールまでの間においてはカラーコーンでセパレートされた伴走用通路(進行方向の左側)を走行すること
- ③ 混雑緩和のため上記ADの有無にかかわらず駐輪は伴走路付近ではなく観覧席裏などの駐輪場を利用願う
- ④ 伴走に使用するADは大会前日受付にてパンフレットとともに渡します
- ⑤ 表彰式実施中は会場周辺の通行を制限する

伴走路=自転車乗入れ制限エリア

